

# 令和元年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和元年12月4日(水) 午前9時29分～午前10時29分

○場 所 議会特別会議室

| 委員の出欠状況 (出席=○ 欠席=×) |    |      |       |       |       |
|---------------------|----|------|-------|-------|-------|
| 職                   | 出欠 | 氏 名  | 職     | 出欠    | 氏 名   |
| 委員長                 | ○  | 大島昌弘 | 副委員長  | ○     | 中村節子  |
| 委員                  | ○  | 伊藤陽一 | 委員    | ○     | 奥田勉   |
| 〃                   | ○  | 高橋芳市 | 〃     | ○     | 小谷野晴夫 |
|                     |    |      | 出席 6人 | 欠席 0人 |       |

| 説明のために出席した者 |      |         |      |
|-------------|------|---------|------|
| 職           | 氏 名  | 職       | 氏 名  |
| 健康福祉部長      | 手塚均  | 教育次長    | 坪山仁  |
| 社会福祉課長      | 所光子  | こども福祉課長 | 仙頭明久 |
| 高齢福祉課長      | 瀬下忠司 | 健康増進課長  | 近藤和行 |
| 教育総務課長      | 近藤善昭 | 学校教育課長  | 田澤孝一 |
| 生涯学習文化課長    | 手塚芳子 | 文化財課長   | 山口耕一 |
| スポーツ振興課長    | 若林毅  |         |      |

| 事務局   |        |       |       |
|-------|--------|-------|-------|
| 職     | 氏 名    | 職     | 氏 名   |
| 事務局 長 | 谷田貝 明夫 | 議事課 長 | 上野 和芳 |

○議員傍聴者 村尾光子議員、磯辺香代議員、石川信夫議員、五戸豊弘議員

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 大島昌弘委員長

3. 概要録署名委員 小谷野晴夫委員

#### 4. 事件

##### (1) 付託事件審査について

補足説明 なし

現地調査 なし

議案第44号 令和元年度下野市一般会計補正予算(第6号) 【所管関係部分】

#### 質疑・意見

##### [歳入]

#### 15款2項5目 教育費国庫補助金

○高橋委員： 下野国分尼寺跡保存整備費補助金としもつけ風土記の丘資料館整備費補助金について、減額となった理由を伺う。

●文化財課長： 申請の金額から額の確定に至り、補助対象の内容が精査された。その中で、国分尼寺は整備内容で補助対象外になるところがあり減額となった。風土記の丘資料館については、常設展示室の改修等は補助対象になる。また、今年度実施した特別収蔵庫についても補助対象になるが、これからの増築に関する部分は補助対象外もあり、減額ということで文化庁から回答をいただいている。

○高橋委員： 設計段階で、補助対象と対象外の部分は精査されていなかったということか。

●文化財課長： 精査されていなかったというよりも、本市の場合は現在相当な補助をもらっているもので、額の張るものに関して、補助率がこれまで50%や75%という補助対象であったが、補助率の引き下げが行われている。よって、若干対象物の精査が厳しくなっており、その分で申し訳ないが補助率を下げさせてほしいということで、現在、文化財に関して、恐らく栃木県に応分する補助金の3分の1以上を本市がいただいている状況なので、その分下げさせてほしいという話が内々に来ている。

##### [歳出]

#### 3款1項3目 高齢者福祉費

○中村副委員長： 声かけふれあい収集事業について増額補正となっているが、対象人数がふえたことによるものか伺う。

●高齢福祉課長： 声かけふれあい収集事業の対象人数について、当初利用者が7名であったが、現在11名までふえている。シルバー人材センターへ収集を委託しており、単価は1時間1,210円をお願いしている。1地区4名まではこの1時間で収集できるだろうということをお願いしていたが、2地区について5名以上となったので、それぞれ30分延長ということで増額補正した。

### 3款2項1目 児童福祉総務費

- 小谷野委員： 体調不良児対応型保育事業と病児対応型保育事業が増額補正となっているが、委託先はどこになるか。
- こども福祉課長： 体調不良児対応型保育事業の委託先は6園であり、あおば保育園、わかば保育園、第二薬師寺幼稚園、薬師寺幼稚園、愛泉幼稚園、わかくさ保育園である。病児対応型保育事業については愛泉幼稚園となっている。
- 小谷野委員： 今回の増額は利用者増によるものか。
- こども福祉課長： 補助金の補助基準単価の変更による増額である。
- 小谷野委員： 最初の予算計上時で、利用人数はおおむね賄えているということと了解した。

### 3款2項4目 保育園費

- 小谷野委員： 保育園事業の事故防止推進事業費補助金は、公設の保育園にビデオカメラを設置するというようなことか。
- こども福祉課長： 午睡時に、乳児の体にアラームが鳴るチェックセンサーというものを着けて、うつぶせになった時に危険を知らせてくれるものである。薬師寺幼稚園と第二薬師寺幼稚園から希望があったので、この2園に補助するものである。
- 小谷野委員： 公設の保育園等ではこのような設備は既に設置されているのか。
- こども福祉課長： 公設についてはこのような設備はない。
- 小谷野委員： 昼寝時の子供の安全ということを考えれば、公設の保育園についても今後設置していくべきだと思う。保育士の負担軽減ということを考えれば、なり手がいなくて定員を増加できないというところも市内にあるので、もっと積極的に市で進めていくべきだと思うのでよろしくお願ひしたい。
- 中村副委員長： 実費徴収に伴う補足給付事業費について、保育園の副食費を徴収することになったことに関係するものか。
- こども福祉課長： 副食費について、低所得世帯を対象とした補助事業である。新制度に移行していない園で、新しく対象となる方の補助金ということで計上している。

### [歳入]

### 13款2項2目 民生費負担金

- 伊藤委員： 児童福祉費負担金の副食費負担金は、中村副委員長が質問した内容と同じということによいか。

- こども福祉課長：こちらについては、公立保育園の利用者の負担金であり、副食費が免除になっていない方、実際にお支払いになる方について、歳入として受けている部分である。10月現在の対象者117名に、今後の新規見込みを13名ほど見込んだ130名分の副食費の半年分として見込んでいる。

## [歳出]

### 3款3項1目 生活保護総務費

- 高橋委員：生活保護事務費の償還金について内容を説明願う。
- 社会福祉課長：生活保護の事務費に関しては、介護分、医療分、生活扶助費という3つに分かれて補助金が出ている。このうち、生活保護費の医療分について493万5,170円、生活保護の適正化ということでレセプト等の補助金としていただいている償還金が2万8,000円、合計496万4,000円を計上している。

### 10款1項5目 教育振興費

- 奥田委員：義務教育学校整備事業で、工事請負費は増額となっているが、土地購入費が減額となっている理由を伺う。
- 教育総務課長：土地の購入契約が確定したため、事業費の確定によるもので、土地の購入が全部完了し、それに伴う事業費が確定したことによる減額である。

### 10款5項2目 文化振興費

- 中村副委員長：グリムの館多目的ホール屋根改修工事設計の委託料があるが、今まで屋根の修繕は何度か実施していると思うが、今回の改修の内容を伺う。
- 生涯学習文化課長：27年から3年間に渡り、屋根の瓦等が落ちているということで、当初グリムの館の多目的ホールのみ改修を計画していたが、確認したところ全体的に屋根の改修が必要ということになり、現在使用しているドイツ瓦ではなく、ガルバリウム鋼板とした瓦のデザインを使い、屋根全体を改修するものである。
- 中村副委員長：今まで屋根の材料がドイツから輸入するというので、お金も時間もかかると聞いていたことがあるが、ガルバリウム鋼板だと日本のもので、今までよりも維持するのにお金がかからないということはあるか。
- 生涯学習文化課長：ドイツ瓦は日本の風土に合わず、重くて維持管理が大変ということでガルバリウム工法にするわけだが、景観等を考え、材質などを考慮し、コストももちろん下がるということで、こちらの工法に変えている。

#### 10款5項4目 資料館費

- 奥田委員： 委託料が1,500万円ほど減額になっているが、減額の要因は何か。
- 文化財課長： 先ほど高橋委員にお答えした内容と重複するが、今年度、継続費補正の中で減額している。これについては、今年度と来年度で常設展示室の改修を見込んでいる。その中で重要文化財の甲塚古墳出土の埴輪に関して、昨日も震度4の地震があったが、そういった地震に耐えられるような免震装置を備えた展示ケースを作る予定になっている。長さが約4メートル、幅が約2メートル、高さが約2メートルになるが、今年度作成してしまうと置き場所がなくなってしまうので、当初は今年度作製を予定していたが、次年度に作らせてもらうということで内容を変更している。それと補助率が変わっているのので、補助率の引き下げと、内容の変更により補助の対象額が引き下がっているのので、それに対する減額という形である。
- 奥田委員： 来年度工事をやることになると、減額した分では足りないということになるのか。
- 文化財課長： 継続費で予算を組んでいるので、今年度分を来年度に送るということで、増減は出ない形にしている。

#### 10款5項5目 公民館費

- 中村副委員長： 石橋複合施設整備事業について伺う。中学生議会の際、石橋中の生徒から中学生の居場所をつくってほしいという質問があり、教育長の答弁で、新しい施設の中にそのような場所の提案をしていきたいと話された。以前の全協時に説明を受けた資料、主な諸室と利用イメージ（案）のどこに中学生が提案したものが入っていくのか、説明願う。
- 生涯学習文化課長： 複合施設には子供たちが気軽によって学習ができる、飲み物が持ち込める学習室を設ける予定である。ワーキンググループでまとめた要求水準書には教育長の意見を踏まえて、図書館ではおしゃべりや飲食はできないので気軽に学習できるスペースとして、グループでも学習できる空間や一人でも学習できる空間、また、ロビーでは飲食やおしゃべりができる空間を想定し盛り込んでいるところである。
- 中村副委員長： 要求水準書の例があるが、これは民間事業者からのより良い提案要望を導き出すためにということで、この部分は民間で行うと思ったが、説明願う。
- 生涯学習文化課長： 要求水準書をつくり上げていくのは、私たちの意見を出しあったものを業者がまとめるということで、こういうものをつくりたいとあれば、アドバイザー業者がこちらからの意見をいただきながら要求水準書に盛り込んで、その意見を基に請負業者がその性能性を重視して考えてもらう工法となる。

- 中村副委員長： 公民館機能、児童館機能、共有機能とあるが、学習室がどこかの機能に入っていくのか伺う。
- 生涯学習文化課長： 今イメージする案は、共有機能として考えている。
- 中村副委員長： 共有機能の学習スペースがそれに当たるのか。
- 生涯学習文化課長： そのように考えている。
- 中村副委員長： この部分については、中学生が一人でもグループでも学習ができ、ロビーでは飲食やおしゃべりが可能と理解した。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

|                                  |
|----------------------------------|
| 議案第47号 令和元年度下野市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
|----------------------------------|

質疑・意見

〔歳出〕

**1 款 3 項 2 目 認定調査等費**

- 小谷野委員： 介護認定調査員を1名増員するとして210万円の補正があるが、下野市では介護認定する日を月に何回持っていて、どのくらいの期間で認定されているのか。
- 高齢福祉課長： 申請件数については、月に70～80件の申請がある。法律では30日以内に認定を出すことになっているが、平均すると36日ぐらいかかっているため、法定からは多少かかっている状態である。先週県の指導監査があり、県の見解では県平均は38日ぐらいかかっているということで、下野市については3年前からの改善もされており、平均よりは良いということは評価していただいている。
- 小谷野委員： 県平均よりちょっといいでの良いではまずいので、せっぱ詰まった家庭の人が多と思う。市として月に何回認定審査会を行っているのか、スケジュールを伺う。
- 高齢福祉課長： 認定審査会については、週に2回。1回の審査で26件を上限としており、平均22～23件行っている。ご指摘のとおり平均よりいいから良いというわけではないが、急ぎで認定が必要な方は急ぎで行っているが、申請の傾向として病院に入院してすぐや入院中に申請があるとか、主治医の意見書等遅れるなどの要因を含めると、平均で30日を超えてしまうという状況である。
- 小谷野委員： 国で示している30日を少し延びているのは、申請の状況によって多少延びているという課長の説明である程度は了解した。月に70件の申請があるということは数的に驚いたが、これから高齢化社会を迎えますますますふえる一方である。調査員が1名ふえるという説明があったと思うが、1名

で十分なのか。

- 高齡福祉課長：今のところ1名で十分と判断している。平成30年度から国から介護の認定期間の延長、2年から3年に延ばしてもいいという変更があったので、症状の安定した方は3年に延ばしていくので、更新の方の申請が減ってくるということもある。認定調査員だけの調査も難しくなってくると予想されるため、来年度からは市内の居宅支援事業所にケアマネがいるので、その方に月に何件か委託できないか打診している。そのような方法も確保していきたいと考えている。
- 小谷野委員：今後ケアマネジャーの意見も参考にしてということで、高齢化社会へ間違いなく進んでいて、現状で月に70件あるというのがふえていく一方だと思う。認定を受けないとサービスが利用できないので、素早い体制が取れるよう今後しっかり体制をつくっていただきたいと思う。よろしく願います。
- 中村副委員長：同じく介護認定について、対象となる方が倒れて入院中に認定を受けなければならないのはせっぱ詰まっていることと思うが、体がだんだん弱ってきて家族からもそろそろ介護認定を受けたほうがいいのではないかという場合は、なるべく控えてほしいということを言われたことがあった。考え方としてはどういうものなのか。せっぱ詰まるまで認定申請をしないほうがいいのか、余裕がある人は少しまったほうがいいのか、その辺を今後のためにも伺う。
- 高齡福祉課長：家庭状況や本人の状態によっても違ってくると思う。申請しないほうがいいというのではなく、適切なサービスを利用しながら長く自宅で生活できるということを考えたほうがいいと思うので、相談いただき、適宜申請していただくことが一番と思う。
- 中村副委員長：認定を受けるにもお金がかかる。デイサービスに行くためには介護認定が必要であるが、サロンに行くには認定は必要ないので、サロンで何とかやっていってというようなことを言われたことがあった。SCの方にもそのようなことを言われたので、高齡福祉課としての考えを聞くために質問した。相談していくしかないということなのか。
- 大島委員長：悩んだら相談していただく。それぞれの家族の状況で対応することであるので、市民へは相談を進めることがいいと思う。
- 中村副委員長：そのような方向で動く。

## 2款1項7目 居宅介護サービス計画給付費

- 高橋委員：居宅介護サービス計画給付費の負担場所はどこか。
- 高齡福祉課長：ケアマネジャーが在宅サービスの利用について、ケアプランを作成したことに対する報酬で、負担場所は居宅介護支援事業所となる。

○高橋委員： その場所は1カ所か。

●高齢福祉課長： 市内外にある何百とある事業所がケアプランを作成した時に報酬として支払うものであるので、数は決まっていない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

#### 議案第52号 下野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

##### 質疑・意見

○中村副委員長： 全協の説明の時に、条例の改正については償還免除の拡大のためということだったが、もう少し説明いただきたい。

●社会福祉課長： 償還の支払猶予、免除については改正前の施行令第10条に規定されていたが、貸付や免除について重要な制度であるため法律上明確にすることが望ましいということで、改めて条立てをしたのが一点と、支払免除のところで今まで死亡、身体的に障害を受けた場合に災害援護資金を償還することができなくなったと認められた場合には償還免除という規定はあったが、それに加えて破産手続き開始の決定、再生手続き開始の決定を受けたときに償還免除となるという規定が追加された。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

#### 議案第53号 工事請負契約の締結について

##### 質疑・意見

○高橋委員： 入札状況調査のところを見ると、入札辞退と予定価格以下というのが多いが、要因を伺う。

●教育総務課長： 入札の執行については契約検査課で行っているのですが、詳細は把握していない。考えられる要因としては、落札率が今回88%と大変低く、ギリギリのところに入札となったため最低制限価格未満という業者が出てきたのかと感じている。

○高橋委員： 了解した。

○小谷野委員： この53号については本会議上で質疑された案件であり、防災調整池を設置する工事ということで、あくまでも大雨で降った水を一時、校庭下のタンクに溜めて、下の人に災害がないように排出していくということだったと思うが、せっかく溜まった水を有効利用するという考えは今後ないか。

●教育総務課長： この調整池の水の利用については、総括質疑の時に答弁したように、利用する計画はないが、それ以外に基本設計に基づき雨水利用とい



うことで校舎や体育館の屋根からの水を集水し、花壇、災害時のマンホールトイレ等に使えないか検討しているところである。

○小谷野委員：体育館、校舎に降った雨水等は別のタンク等に溜めるということか。

●教育総務課長：全部ではないが一部分について、集水できるタンク等を設置する予定である。

○小谷野委員：せっかく校庭下にタンクを作るので、水中ポンプ一つ設置すれば、大掛かりに増設しなくても利用できるのではないか。下野市で大雨が立て続けに起きているので、地下に溜まった水を排出するだけでなく、市で初めての義務教育学校なので、新しい教育環境を作っていくということで雨水を有効活用している学校とアピールしていくべきでは。少しの予算を追加すれば溜まった水を利用する方法もあると思う。ぜひ検討していただきたいが、その辺いかがか。

●教育総務課長：雨水の利用については庁舎でも行っていて、庁舎の場合、地下の貯水槽に溜まった水を利用しているが、利用にあたりろ過装置等の設備等で、工事の経費もかなりかかるので、それらを含めて検討はしたい。

○高橋委員：国分寺中学校の校庭には夏場、散水を付けているが、南河内中学校校庭にもそのような利用ができないのか。

●教育総務課長：グラウンドの散水に利用できるかどうかだが、調整池の構造自体が雨水利用を前提とした構造になっていないため、現在の設計では利用できない。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

[要望すべき事項]

○大島委員長：審査の中で出た意見を参考とする。

閉 会